

注 文 書

業 務 番 号 2025000488

業 務 名 大崎市防火貯水槽新設設計業務（鳴子温泉地域）

業 務 場 所 大崎市鳴子温泉字畑山 5 5 番地 2

履 行 期 限 令和 7 年 9 月 1 日

添 付 書 類

1. 特 記 仕 様 書
2. 参 考 明 細 書

暴力団等の排除について

- （１） この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成 2 5 年 6 月 1 日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- （２） 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- （３） この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

大崎市防火貯水槽新設設計業務 特記仕様書

第1章 総 則

1. 本特記仕様書は、大崎市の発注する土木工事にかかる設計業務を受注したものが厳守しなければならない事項を示すもので、これにより難しい場合、またはこれに記載のないものについては、宮城県土木部共通仕様書（設計業務）及び共通特記仕様書（建設関連業務）によるものとする。
ただし、下記事項については本特記仕様書に基づいて作業するものとする。

第2章 共通事項

1. 業務の実施にあたっては、適正な作業を円滑に施行するため、管理技術者は調査員と常に密接な連絡をとり、連絡事項をその都度記録し、打ち合わせの際に確認するものとする。

第3章 設計業務

1. 標準設計を基本とし、それにより難しい場合は別途協議すること。
2. 受注者は、下記に掲げる成果品を提出するものとする。なお、成果品には電子データを含むものとし、電子データ及びCADデータの形式については調査職員と協議の上決定するものとする。

成果品	内容	規格	提出部数		製本
			原稿	コピー	
1. 数量計算書	工種毎に整理	A 4 版	1	1	背文字入り
2. 設計図	計画平面図	A 3 版縮小版	1	1	
	計画横断図	〃	1	1	
	各種構造図	〃	1	1	
	その他必要な図面	〃	1	1	

1. 図面の寸法については、監督員が別に指示するものとする。

第4章 設置個所及び規模

設置個所：宮城県大崎市鳴子温泉字畑山 5 5 番地 2

規 模：4 0 t 級

第5章 成果品の帰属と責任範囲

1. 成果品の帰属はすべて発注者とする。
2. 本業務の性質上完成検査後において、不備・訂正・検算等が発生した場合及び施工中における施工困難な場合は、速やかに図書等の修正を行わなければならない。また、検査等があった場合は誠意を持って対応すること。
3. 上記に要する経費は受託者の負担とする。

第6章 暴力団等の排除について

1. この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成 2 5 年 6 月 1 日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

2. 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請負契約等の解除を求めることがある。
3. この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

第7章 その他

1. 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
2. その他疑義を生じた場合、又は仕様書等に定めのない場合は調査職員と協議するものとする。
3. 業務等の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

参考明細書

大崎市防火貯水槽新設設計業務(鳴子温泉地域)

大崎市 総務部 防災安全課

大崎市防火貯水槽新設設計業務(鳴子温泉地域)

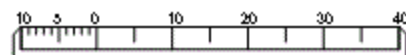
[illegible]

位置図



大崎市鳴子温泉字畑山55番地2

縮尺 1 : 1000



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません